

佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第三十二号

佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（平成二十二年佐賀県条例第六号）の施行期日は、平成二十二年四月一日とする。